

和歌山大学観光学会規則

制定 平成 20 年 12 月 18 日
最終改正 平成 28 年 6 月 23 日

- 第 1 条 本会は和歌山大学観光学会と称する。
- 第 2 条 本会は観光学部関係諸学の研究並びにその発表を目的とする。
- 第 3 条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- イ 研究調査
 - ロ 研究会、学術講習会の開催
 - ハ 学術研究誌『観光学』の編集・発行
 - ニ その他本会の目的を達成するに必要と認める事業
- 第 4 条 本会は次の会員をもつて組織する。
- 1 普通会員
 - イ 本学観光学部・観光学研究科の教員
 - ロ 本学観光学部学生
 - ハ 本学大学院観光学研究科院生
 - ニ 上記会員であったものでその後も継続を希望する者
 - ホ 本会において特に入会を認めたる者
 - 2 賛助会員

本会の趣旨に賛成し特別の援助をする団体及びその他の個人
- 第 5 条 本会の事務所を和歌山県和歌山市栄谷 930 番地和歌山大学観光学部内に置く。
- 第 6 条 本会の会務を処理するため次の役員を置く。
- イ 会長

観光学部長をもつてこれに充て、本会を統轄する。
 - ロ 評議員

観光学部専任の教授、准教授、講師及び助教をもつてこれに充て評議員会を組織し、本会に関する重要事項を審議する。
 - ハ 常任評議員 若干名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の事務を処理する。
 - ニ 会計 1 名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の

会費を管理する。

- ホ 会計監査 1 名

評議員の中から選ばれ、会長の委嘱に基づき本会の会計監査を行う。

- 第 7 条 役員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第 8 条 本会の事業遂行のため、必要に応じて委員会を設ける。委員会の設置または廃止は評議員会で決定する。各委員会の委員は、評議員会の議を経て会長が委嘱する。なお、各委員会が必要と認めるときは、評議員会の承認のうえで規定を設けることができる。

- 第 9 条 本会の会員は、第 4 条の区分に従い、次の会費を納付するものとする。

- 1 普通会員
 - イ 年額 5,000 円
 - ロ 年額 2,500 円
 - ハ 年額 2,500 円
 - ニ 年額 2,500 円
 - ホ 年額 5,000 円
- 2 賛助会員 年額 30,000 円（一口）

- 第 10 条 本会は、会員に本会発行の印刷物をその都度配布する。

- 第 11 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

- 第 12 条 会費に関する事で、事故等のあった場合は、本会が一切の責任を負う。

- 第 13 条 本会の規則を変更する場合には、評議員会において、3 分の 2 以上出席し、その過半数の決議を経るものとする。

附 則

- 第 1 条 本規則は、平成 20 年 12 月 18 日より施行し、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

和歌山大学観光学会学会誌編集委員会規程

制定 平成 20 年 12 月 18 日
改正 平成 28 年 6 月 23 日

1. 和歌山大学観光学会は、会則第 3 条ハの学術研究誌『観光学』の編集・発行を円滑に進めるため、和歌山大学観光学会学会誌編集委員会（以下、編集委員会と略記）を設ける。
2. 編集委員会は、評議員会の議を経て会長が委嘱した 5 名程度の委員で構成する。
3. 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。
4. 編集委員会は年 1 回以上開催し、編集方針、投稿原稿

の審査など、学会誌の編集・発行に関わる基本的事項を審議する。投稿規程は編集委員会が定め、評議員会の承認を得るものとする。

5. 投稿論文等の審査については、編集委員会が論文審査要領に基づいて行う。
6. 論文審査要領は編集委員会で定める。
7. 本規程の改廃は評議員会において行う。

『観光学』編集・投稿規程

制定 平成 21 年 6 月 18 日
最終改正 令和 3 年 12 月 16 日

1. 総則

編集委員会は、本規程に基づいて学会誌の編集業務を行う。

2. 学会誌の名称

学会誌の名称は、『観光学』（Tourism Studies）とする。

3. 目的

本誌は、本学会会員の研究の発表にあてる。

4. 資格

本誌への投稿者は本学会会員とする。共著の場合は、少なくとも 1 名が本学会会員であることが必要である。専門論文への投稿は会員種別（イ）の会員が筆頭著者でなければならない。ただし、編集委員会がとくに認める場合にはこの限りではない。

5. 掲載内容とその区分

本誌に掲載される内容は、観光学およびそれと密接に関連する分野の未公開のものであり、その区分は、研究論文、実践論文、研究ノート、判例研究、専門論文、観光フォーラム、翻訳、書評、作品とする。別に定める規程に基づき、退任記念特集論文を掲載する場合がある。各種原稿とも使用言語は原則として日本語もしくは英語とする。また、筆頭著者として 1 号あたりに投稿できる本数は、各種別 1 本、総数 2 本までとする。

6. 投稿原稿の種別

査読付き原稿

- 研究論文：実証的または理論的研究の成果として、高いオリジナリティと完成度を有する論文。もしくは、観光学及び関連諸分野における研究動向、議論や問題点を紹介し、著者による論評や将来の展望を加えた論文。
- 実践論文：観光関連分野における実践を記録・分析したものであり、実践内容や分析方法において高いオリジナリティと完成度を有する論文。
- 研究ノート：掲載に値する知見や結果を有する研究。
- 判例研究：観光および関連する領域の判例についての研究。

その他の原稿

- 専門論文：観光学及び関連諸分野の専門家によって執筆された論文。
- 観光フォーラム：観光学および関連する分野についての意見・論説。
- 翻訳：観光学および関連する分野の外国語による書物・論文の日本語訳。または、観光学および関連する分野の日本語による書物・論文の英語訳。
- 書評：観光学および関連する分野の新刊書・論文の紹介。
- 作品：観光学および関連する分野の作品およびその解説。

7. 投稿原稿の採否

投稿された論文は、審査によってその掲載の可否を決定する。審査の対象や方法は、下記の通りとする。

- (1) 査読付き原稿（研究論文・実践論文・研究ノート・判例

研究）は、編集委員会が選んだ複数の査読者によって閲読され、その意見にもとづき編集委員会は加筆・修正の著者への依頼および掲載の可否の判断を行う。

- (2) その他の原稿（専門論文・観光フォーラム・翻訳・書評・作品）については、編集委員会が掲載の可否を決定する。

なお第三者の有する知的所有権については、投稿者の責任において、著者・発行者等の知的所有権者と交渉し、当該問題を処理しておくこと。編集委員会は、知的所有権の許諾を証明できるものの提出を投稿者に求めることがある。

また、査読者から投稿者へのコメントにおける使用言語は、日本語もしくは英語とする。

8. 執筆要領

論文等の執筆要領は、別に定める。

9. 投稿手続き

投稿者は、オリジナル 1 部、コピー 2 部、および電子データ（ワープロ等のファイル）を本学会編集委員会宛に提出する。

学部生単著での投稿は、これらに加え、指導教員による推薦書（様式自由）も添付する。

なお、投稿にあたってはネイティブチェックを受けることを推奨する。

10. 経費負担

投稿料は徴収しない。ただし、刷り上り頁数が執筆要領に記した上限頁数を超えた場合には、1 頁につき 3,000 円の超過料金を請求することがある。また、図版の作成し直しや特殊な印刷を必要とする場合、著者に実費を請求する。

なお、紙媒体以外での発表を希望する場合には、それによって生じる料金を実費請求する。

11. 校正

著者校正を原則とする。必要に応じて編集委員会が校正を行う場合がある。

12. 抜刷

希望する著者には 50 部を無償配布する。それ以上必要な場合は、実費請求する。

13. 著作権

本誌に掲載された論文、抄録の著作権は本学会に帰属する。筆者自身が自分の論文を利用することは差し支えない。

14. 規程の変更

この規程を変更するときは、評議員会の議を経て行う。

付記

本規程は、平成 20 年 12 月 18 日制定の編集委員会規程、および平成 21 年 6 月 18 日制定・平成 25 年 11 月 21 日最終改訂の『観光学』投稿規程に基づいて制定された。本規程は平成 26 年 3 月 5 日より適用する。

『観光学』執筆要領

制定 平成 21 年 6 月 18 日
最終改正 令和 3 年 11 月 30 日

1. 原稿の構成と書式

原稿は、A4 用紙を用い、表紙・本文・注・参考文献・図表・要旨で構成する。各構成要素の書式は以下の通りである。

- (1) 表紙：表題・著者名・所属（原則 1 つ、ただし編集委員会が認めた場合はこの限りではない）・キーワード（5 つ以内）を日本語と英語で記載する。翻訳と書評については、キーワードのかわりに翻訳もしくは書評した論文や本の書誌情報を原著の言語でつけること。また、投稿原稿の種別と刷り上がり予想枚数も明記すること。
- (2) 本文：日本語の場合、横書きで 1 頁あたり 40 行×40 字で印刷する。英語の場合はこれに準じた分量で印刷すること。
- (3) 見出し：左詰めとし、下記の通りとする。
第 1 段：I. II. III. …
第 2 段：1. 2. 3. …
第 3 段：(1) (2) (3) …
- (4) 注：番号順に掲載し、本文中の該当箇所に番号を付すこと。使用しない場合は省略することができる。
- (5) 参考文献：書籍の場合は「著者名・書名・出版社名・発行年」、論文の場合は「著者名・論文名・雑誌名・巻号・頁・発行年」に関する情報を必ず記載する。ただし、挙示の仕方は著者の採用する方式にまかせる。これらの文献情報を、アルファベット順に並べて掲載すること。使用しない場合は省略することができる。推奨方式は APA 方式とする。
- (6) 図表：本文中に出てくる順に、注とは別に番号を付与し、

本文中の該当箇所にあらかじめ表示するか、該当箇所を指示すること。ただし、図と表の両方を使う場合は、それぞれで番号を別に付与すること。使用しない場合は省略することができる。

- (7) 要旨：英文とする（200words 以内）。翻訳のうち、英文要旨を含む場合は日本語とする。観光フォーラム・書評については、省略することができる。英文要旨については英語校閲業者等の校閲を受けることを推奨する。
- (8) 謝辞等：投稿時には記載しない。投稿論文等の掲載が決定した後に編集委員会に申し出て、加筆することができる。
- (9) その他：翻訳の注・参考文献・図表・要旨の書式や、それぞれの記載の有無は原著に従うこととする。作品については、その形式によっては本文・注・参考文献・図表・要旨を適宜省略することができる。また音楽や映像などの情報を電子媒体で付加することができる。

2. 原稿の分量

刷り上がり頁数で、研究論文・実践論文・専門論文 12 頁、研究ノート・判例研究・観光フォーラム・翻訳 10 頁、書評 10 頁、作品は 10 頁を上限界とする。1 頁の刷り上りは 26 字×47 行×2 段（2,444 字）である。この長さを超えるものでも、編集委員会が必要と認めた場合は、掲載することがある。ただし上限界を超えた場合には、投稿規程に従った超過料金を請求することがある。

『観光学』「退任記念特集」に関する規程

制定 平成 26 年 3 月 5 日

- (1) 「退任記念特集」欄は、和歌山大学在職 10 年以上の定年退職者がいた場合に、本学会正会員の編集委員会への申し出により設置することができる。
- (2) 上記(1)で申し出た会員は、退任記念特集編集責任者（以下、編集責任者）となり、「退任記念特集」欄の編集に関する一切の責任を負う。なお編集責任者は、別に編集協力者を置くことができる。
- (3) 「退任記念特集」欄の内容は、退任者の紹介（写真・

略歴・業績等）と退任記念特集論文とする。

- (4) 退任記念特集論文は、編集責任者によって依頼される。またその論文の査読は行わず、掲載の可否は編集責任者によって決定される。なお、執筆要領は「『観光学』執筆要領」に基づくものとする。
- (5) 原稿の締め切り日や掲載論文の本数などについては、編集責任者が編集委員会と協議の上で決定する。

[執筆者一覧] (掲載順)

孫 昊	(和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程)
大橋 昭一	(和歌山大学客員教授、名誉教授)
小野 健吉	(大阪観光大学観光学部教授)
金岡 純代	(和歌山大学観光学部観光実践教育サポートオフィス特任助教)
澤田 幸輝	(和歌山大学大学院観光学研究科博士前期課程)
小柴 恵一	(和歌山大学大学院観光学研究科博士後期課程)
関戸 麻友	(和歌山大学大学院観光学研究科博士前期課程)
木川 剛志	(和歌山大学観光学部教授)
尾久土正己	(和歌山大学観光学部教授)



[通信欄]

「観光学」28号にも、会員の皆さまから多くの原稿をご投稿頂きました。今号には、研究論文1本、専門論文2本、観光フォーラム3本が掲載されています。

本誌は査読付学術誌として、国内外の観光学の発展に貢献すると同時に、和歌山大学で実践されている観光教育、研究、社会活動の成果を広く社会に発信する場となることを目指しています。掲載論文等は和歌山大学学術リポジトリでも公開されています。また、英語での投稿も歓迎いたします。会員の皆さまの日々の研究、実践の成果発表の場として、本誌を積極的にご活用下さい。皆さまからのご投稿をお待ちしております。

[編集委員]

永井 隼人
加藤 久美
吉田 道代
竹林 浩志

観光学 028

(年2回発行)

2023年3月20日発行

発行所 和歌山大学観光学会
〒640-8510 和歌山市栄谷930

印刷所 株式会社ウイング

デザイン 北村 元成

